

MIO PRESS

OSAKA / KYOTO / KOBE

vol.18

2022.04

特集
Special Feature

創立20周年の ご挨拶

弁護士
吉山 晋市

連載 知つ得! 交通事故

法律コラム 知らないと怖い法律の話

リレー式コラム 事務局通信

実名報道について

支店便り 100周年を迎える調停制度について

リガサボ! 相続登記の義務化されます。



抽選で30名様に
読者プレゼント
実施中!!

詳しくは裏表紙をご覧ください



創立20周年の ご挨拶

弁護士
吉山 晋市

連載 知つ得! 交通事故

法律コラム 知らないと怖い法律の話

リレー式コラム 事務局通信

実名報道について

支店便り 100周年を迎える調停制度について

リガサボ! 相続登記の義務化されます。

弁護士法人みお総合法律事務所／お問い合わせ・ご相談は「通話料無料」 ☎ 0120-7867-30 受付時間(月～土曜日)9:00～17:30

みお 法律

【創立20周年 特別付録】第1弾のお届けはこれ!

「エンディングノート」専用ホルダー

創立20周年を記念して、何かあったとき誰かに伝えたいことを気軽に記入しておける、「エンディングノートI・II・III」と「専用ホルダー」を作りました。4回に分けてMIO PRESSと一緒にお届けしますので、どうぞご活用ください。



創立
20周年
特別付録
第1弾



大阪・京都・神戸
弁護士法人みお総合法律事務所

代表弁護士: 大阪弁護士会所属/澤田 有紀 伊藤 勝彦

〈業務分野〉交通事故/遺産相続/離婚問題/債務整理/顧問契約・会社法務/その他



お問い合わせ・ご相談は

なやむなみお
0120-7867-30

通話料無料

受付時間(月～土)/9:00～17:30 [携帯電話からも通話無料]

みお 法律

大阪事務所

OSAKA

京都駅前事務所

KYOTO

神戸支店

KOBE

〒530-8501
大阪市北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィスタワー14階
TEL:06-6348-3055 FAX:06-6348-3056
執務時間:月～金曜日/ 9:00～20:00
土曜日/ 10:00～18:00
受付時間:月～土曜日/ 9:00～17:30

〒600-8216
京都市下京区烏丸通七条下ル東塙小路町
735-1 京阪京都ビル4階
TEL:075-353-9901 FAX:075-353-9911
執務時間:月～土曜日/ 9:30～18:00

〒651-0086
神戸市中央区磯上通8丁目3番10号
井門三宮ビル10階
TEL:078-242-3041 FAX:078-242-3042
執務時間:月～土曜日/ 9:30～18:00

読者アンケートプレゼント実施中!



皆様のご要望にお応えして

「読者アンケートプレゼント」の応募が、
スマートフォンからもできるようになりました!

ご応募は
こちらから



アンケートにご協力いただいた
方の中から、抽選で30名様に澤
田有紀弁護士が執筆した書籍
(1冊)をプレゼントいたします。

● プレゼント応募締切

2022年6月30日(木)

※当日消印有効

*プレゼントは選ぶことができません。
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただく場合があります。
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる
場合があります。予めご了承ください。

アンケートの回答にはご協力お願いいたします

キリトリ線

Q.1 面白かった・役に立った記事はどれですか(複数可)

- 【特集】創立20周年のご挨拶(弁護士 吉山 晋市)
 相続問題 離婚(男女)問題
 最新情報!建設アスベスト訴訟
 交通事故 刑事事件
 知らないと怖い法律の話 情報の話
 支店便り 刑事事件入門
 リガサボ! 事業局通信
 企業法務 その他()

Q.2 興味のある分野・特集してほしい分野はどうですか(複数可)

- 交通事故 相続問題
 借金問題 労働問題
 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他())
 企業法務 その他()

Q.3 法律問題でお困りの事・日頃頻問に思う法律問題など

Q.4 みお総合法律事務所へのご意見・メッセージなど

アンケートにご協力いただきありがとうございました。

MIO PRESS 2022 vol.18

創立20周年のご挨拶

特集

Special Feature

謹 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2017年10月、事務所創立15周年を機に
MIO PRESS創刊号を発刊してからはや5年が

経ちました。当事務所とご縁をいたしました大切な
方々へ感謝の気持ちを込めて、身近で生活に役立つ情
報やセミナー開催のご案内だけではなく、弁護士や事
務局員の意外な(?)一面をお届けできればと思い、年
4回の発行を続けてまいりました。お読みいただいている
方からも「楽しみにしています」「いつも参考にさせて
もらっています」といったお声をいただき、大変励みになっ
ております。

MIO PRESSの創刊から5年が経ったということ
ことは、当事務所は2022年9月20日をもちまして
創立20周年を迎えることになります。

15周年から20周年を迎えるまでの5年間のうち、
およそ2年以上は、ご承知のとおり新型コロナウイルス
の感染拡大により従来の生活様式に大きな変化と
制約を強いられた期間でした。当事務所では、人と人
との接触やご来所ための移動に制約がある中でも、ご
相談分野によってはLINEを利用したご相談対応
やオンラインでの法律相談を実施するなど、これまでど
おりのリーガルサービスが提供できるよう努めてまいり
ました。

MIO PRESS創刊号「15周年にあたって」を
読み返しますと、「事務所創設の原点は、人に対する
優しさ」「人に対する優しい気持ちを持って貢献し、20
周年に向けて進んでいきたい」という言葉がありました。
なかなか終息をみない新型コロナウイルスによる、先行
きが不透明な、閉塞的な社会に対する不安からでしょ
うか、人に対する思いやり、優しさを見失いがちです。新
型コロナウイルスが終息して安心して暮らせる社会が
戻ってくることを祈りつつ、当事務所は、創設の原点で
ある「人に対する優しさ」を忘れることがなく、30周年、
40周年に向けて進んでまいります。今後とも一層のご
愛顧、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

謹 白

弁護士
吉山 晋市

みお総合法律事務所



建設アスベスト給付金制度が始まりました

1 給付金制度ができた経緯

アスベスト(石綿)にさらされる建設業務に従事していた元労働者やそのご遺族の方が、国に対して国家賠償法に基づく損害賠償を請求した訴訟(いわゆる「建設アスベスト訴訟」)において、令和3年5月17日、最高裁は、国の責任を認める判決を言い渡しました。

これを受けて、同年6月9日、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立し、令和4年1月19日に完全施行されるに至りました。

2 支給対象となる方

①昭和50年10月1日から平成16年9月30日までの間に、一定の屋内作業場で建設業務に従事していた労働者や一人親方・中小事業主(家事従事者等を含む)またはそのご遺族の方

※吹付作業の場合は昭和47年10月1日から昭和50年9月30日まで

②①の結果、石綿肺、中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水といった石綿関連疾病を発症した方、またはそのご遺族の方

※請求できるご遺族には順序があります。

3 給付金の額

①石綿肺:550万円~1,150万円

②中皮腫・肺がん・著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚・良性石綿胸水:1,150万円

③死亡された方:1,200万円~1,300万円

※石綿にさらされる建設業務に従事した期間が短い方や、肺がんで喫煙習慣のある方については、給付金額が1割減額されます。

4 請求期限

給付金については、石綿関連疾病にかかった旨の医師の診断があった日又は石綿肺に係るじん肺管理区分の決定があった日(石綿関連疾病により死亡したときは、死亡日)から20年以内に請求をする必要があります。期限を過ぎると請求できなくなりますので注意が必要です。

5 おわりに

当事務所では、これまでにアスベスト被害に関するご相談を多数お受けしてきました。建設アスベスト給付金請求についてもご相談・ご依頼を受け付けておりますので、お心当たりのある方はお気軽にお問合せください。

お問い合わせ・ご相談は
0120-7867-30
受付時間(月~土) / 9:00~17:30 [携帯電話からも通話無料]

アスベスト(石綿)被害
賠償金請求ご相談フォーム
<https://www.miolaw.jp/asbest/>

ご存知ですか?

最新情報！建設アスベスト訴訟

人身傷害保険は、自動車乗車中に事故で怪我をしたときなどに使うことができる保険です。加害者のいる事故で、加害者に対する賠償責任保険がある場合には、加害者側の保険の方が補償が大きくなりやすいため、人身傷害保険を使わないケースが相当程度あります。一方、加害者のいない自損事故や、加害者がいても、過失割合の問題や無保険のために、加害者側から補

弁護士
田村 由起
Yuki Tamura



弁護士
羽賀 倫樹
Tomoki Haga

身の回りで関わる、知って得する法律の話。

交通事故被害に遭ったときは、一般的には加害者側の保険を利用して治療を受けたり、慰謝料の支払いを受けることができます。しかし、加害者に過失がない、被害者の過失が大きい、加害者が対人賠償責任保険を契約していない等の理由で、加害者側から補償が得られない事案があります。このような場合に使える保険はいくつもありますが、今回は、その中でも、人身傷害保険と無保険車傷害保険について見ていきたいと思います。

人身傷害保険

人身傷害保険は、自動車乗車中に事故で怪我をしたときなどに使うことができる保険です。加害者のいる事故で、加害者に対する賠償責任保険がある場合には、加害者側の保険の方が補償が大きくなりやすいため、人身傷害保険を使わないケースが相当程度あります。一方、加害者のいない自損事故や、加害者がいても、過失割合の問題や無保険のために、加害者側から補

無保険車傷害保険

無保険車傷害保険は、加害者が対人賠償責任保険を契約していない場合に使うことができる保険です。加害者が無保険であったり、自賠責保険しか契約していない場合、被害者としては賠償を受けられないか、受けられただとしてもわずかな金額にとどまってしまうことがあります。このような場合に、無保険車傷害保険があれば、加害者の対人賠償責任保険と同内容の補償を受けることができますので、補償を受けられないという事態を避けることができます。

無保険車傷害保険を使う場合は、以下のようない点に注意する必要があります。
①無保険車傷害保険は、後遺障害

人身傷害保険と無保険車傷害保険を組み合わせて使うことは、事案によっては補償の上限額に注意する必要があります。

今回、人身傷害保険と無保険車傷害保険を取り上げました。次回は、「交通事故の解決期限」をテーマにします。

本コラム担当の羽賀です。今回は加害者側からの補償が得られない場合に使える保険がテーマです。

償が得られない場合には、人身傷害保険の利用を検討する価値があります。保険の中身としては、被害者の過失割合に関わらず、約款に基づいて計算される金額が支払われるのが特徴です。全損害はカバーできないことが多いですが、被害者の過失割合が高い場合は、加害者の保険よりも高額の補償を受けられる場合があります。

(2)無保険車傷害保険という名称の保険であっても、中身を見ると人身傷害保険と同様の場合があります。この場合、支払われる保険金が低くなってしまうことがありますので、注意が必要です。

(3)無保険車傷害保険は、2億円などの上限額が定められています。この保険です。対人賠償責任保険も、上限額がついている場合がありますが、ほとんどが無制限になっています。2億円という賠償額は、例えば車いす生活になつたり寝たきりになつた場合等に限られますが、無保険車傷害保険を使うときは、事案によつては補償の上限額に注意する必要があります。



養育費はどうなるの？

民法では、未成年者が契約などの法律行為をする際には、法定代理人（すなわち親などの）同意を得る必要があり、同意がない契約は取り消すことができるときあります。

未成年者は、例えばクレジットカードを作ったり、家を借りたり、携帯電話を契約したりといった重要な契約は、親の同意がないとできませんが、今回の法改正で18歳・19歳の方も、親の同意なく1人で契約ができるようになります。自分で決定する自由が増えた反面、自分で契約の内容を慎重に検討する必要があります。

利用可能な枠いっぱい使い続けることが常態化してしまう恐れがあります。例えば、30万円の枠であれば利息だけで年45,000円も払うことになります。弁護士会も積極的に動画で新成人向けに広報活動をしていますが、新成人になる方がお身内でいらっしゃいましたら、注意喚起をしていただければと思います。

離婚時に、「成人するまで養育費を払う」という取決めをしている方も多いと思います。

このような取決めがどうなるか心配になるかもしれません。取決めがされた時点では成年年齢が20歳であつたことからしますと、成年年齢が引き下げられても、20歳まで養育費の支払義務を負うことになると考えられます。

また、養育費は、子が未成熟であるて経済的に自立することを期待することができます。これが成年年齢に達したとして、も、経済的に未成熟である場合には、養育費を支払う義務を負うことになります。このため、成年年齢が引き下がられたからといって、養育費の支払期間が当然に「18歳に達するまで」ということになるわけではありません。例えば、子が大学に進学している場合には、大学を卒業するまで養育費の支払義務を負うことも多いと考えられます。

成年年齢の引き下げによっても変わらないもの

すでに公職選挙法が改正され、2016年から「以上」に引き下げられたのは記憶に新しいところですが、民法が改正され、20歳から18歳へと変更になります。20歳未満で18歳に達している人は一斉に成人として扱われます。

民法では、未成年者が契約などの法律行為をする際には、法定代理人（すなわち親などの）同意を得る必要があり、同意がない契約は取り消すことができるときあります。

未成年者は、例えクレジットカードを作ったり、家を借りたり、携帯電話を契約したりといった重要な契約は、親の同意がないとできませんが、今回の法改正で18歳・19歳の方も、親の同意なく1人で契約ができるようになります。自分で決定する自由が増えた反面、自分で契約の内容を慎重に検討する必要があります。

未成年者は、例えクレジットカードを作ったり、家を借りたり、携帯電話を契約したりといった重要な契約は、親の同意がないとできませんが、今回の法改正で18歳・19歳の方も、親の同意なく1人で契約ができるようになります。自分で決定する自由が増えた反面、自分で契約の内容を慎重に検討する必要があります。

知らないと怖い法律の話

~4月1日から民法上の成年年齢が18歳に引き下げられます~

代表弁護士
澤田 有紀
Aki Sawada



これまで、成人になりたての人をターゲットにしたマルチ商法や、儲け話をもちかけ借金させてお金を払われるといった詐欺まがいの悪質商法などの、被害が多くありましたし、日常生活でも、クレジットカードのリボ（リボルビング）払いを利用して、借金を抱えてしまう人が増えるのではないかと心配されます。（※クレジットカードのリボ払いとは、クレジットカードの利用金額や利用件数にかかわらず、毎月ほぼ定額を支払う方法のことです。リボ払いには金利がかかり、金利は15%程度が相場となっています。リボ払いは返済金額が安く設定される傾向があるため、支払期間が長期化し、リボ

結婚ができる 最低年齢について

これまででは男性18歳、女性16歳でしたが、改正後は男女とも18歳からになります。男女差を設けていた理由は、肉体面や精神面の成熟に男女差があります。男女差を設けていた理由は、なっている現代では、肉体面や精神面の成熟だけでなく、社会面や経済面での成熟していることが必要だと考えられるようになりました。

けっこう甘党です…

2022年の新年号で、弁護士一同に好きなお正月の味を聞いたところ、甘さに惹かれる「伊達巻」、食べないと正月が来た気がしないふるさとの「あんもち雑煮」、お節の唯一の好物「栗きんとん」、京都の郷土料理「芋棒」と、甘い味的回答が次々寄せられました。ちなみに当事務所には、お菓子作りの腕が評判の弁護士もいます。

みおのトリビア②



みおのトリビア①



私たち転職しました

「みお」所属の弁護士でストレートに弁護士になった者は少数です。大学卒業後企業に勤め、旅行会社で添乗員を経験したり、寿退社で専業主婦になりましたあと、司法試験にチャレンジして弁護士になりました。

少年法では、「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等

3 少年事件における 実名報道

被疑者とは、ある犯罪を犯したと疑われる捜査機関による捜査の対象となつた者を「いいます。逮捕された時点でも実名報道されることは多いですが、被疑者が必ずしも犯人とは限りません。

しかし、逮捕の際に実名を報道されてしまうと、それだけで、世間的には「犯人」であるかのように受け取られてしまうことが多く、その後に疑いが晴れたとしても、名譽が十分に回復されず、逮捕された情報のみがインターネット上に残り続けることもあるのです。

実際に、逮捕されても、捜査の結果、疑いが晴れ起訴されないこともあります。刑法で実名報道されることは多いですが、被疑者が必ずしも犯人とは限りません。

被疑者とは、ある犯罪を犯したと疑われる捜査機関による捜査の対象となつた者を「いいます。逮捕された時点でも実名報道されることは多いですが、被疑者が必ずしも犯人とは限りません。

少年法では、「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等

性が高いことや、更生の妨げになることがあります。

少年が成年と比べて未熟で保護する必要性が高いのはわかります。

少年法が実名報道を禁止していることにあるといわれています。

少年が成年と比べて未熟で保護する必要性が高いのはわかります。

少年法が実名報道を禁止していることにあるといわれています。

少年が成年と比べて未熟で保護する必要性が高いのはわかります。

下のQRコードから
バックナンバーをご覧いただけます



<https://www.miolaw.jp/criminal/miopress.html>

しかし、更生の妨げになることは、少年も成年も、変わりないのでしょうか。

しかし、更生の妨げになることは、少年も成年も、変わりないのでしょうか。

4 最後に

大切なご家族が逮捕されました!

慌てずに、落ち着いて「みお」の弁護士にご連絡ください。

「早く釈放・保釈して欲しい」「過酷な取調べから守りたい」「有罪・前科になるのは避けたい」「無実・冤罪を証明したい」「示談での解決の道を探りたい」などのお悩みは、弁護士にお任せください。
「刑事事件解決ナビ」 <http://keiji-soudan.com>

詳しくは
Webサイトを
ご覧ください



はじめに

裁判所のホームページを見ていたところ、令和4年10月で、裁判所の調停制度が発足して100周年になるとの広報がありました。

身近な制度でありながら、その歴史まではこれまであまり知る機会がなかったのですが、少々調べたところによると、日本の裁判所における調停制度は大正11(1922)年10月1日の借地借家調停法施行が起源とされています。100周年ということで裁判所でも積極的な広報が予定されているようですが、この機会に本稿でも調停制度についてご紹介してみたいと思います。

100周年ということで裁判所でも積極的な広報が予定されているようですが、この機会に本稿でも調停制度についてご紹介してみたいと思います。

調停制度とは

① 調停の手続

調停とは、紛争の解決のために、第三者が和解の仲介を行い、当事者間の合意成立を目指す手続であり、裁判所の調停は、原則として、裁判官と民間から選ばれた調停委員2名が手続



を担います。具体的には、調停室で調停委員が当事者から片方ずつ話を聞くことを繰り返して、合意形成を図るというイメージです。

② 調停の種類

大きく分けると、一般の民事上のトラブルを扱う民事調停、その特例として借金の返済条件の調整を目的とした特定調停、家庭内の事件を扱う家事調停の3種類があり、民事調停と特定調停は簡易裁判所、家事調停は家庭裁判所で行われることになります。

メリット

話し合いで円満な解決が実現できるということの他に、①手続が簡単（簡易な申立書と最低限の必要書類）、②費用が安い（訴訟に比べて裁判所に納める手数料が低額）、③判決と同じ効果（成立時に作成される調停調書は、これにより強制執行が可能になるなど、確定判決と同様の効力が認められている）、④秘密が守られる（守秘義務・非公開手続）、といった点が一般的

とが求められる家事事件については、当事者間での交渉が不調であれば、手続を前に進めるために原則として調停を申し立てる必要があります。

また、民事事件であっても、訴訟で裁判所の判決を求めることが何らかの理由でためらわれる場合には、調停申立てを検討する価値があります。例えば、証拠が乏しく、求める判決が得られない可能性がある場合、当事者間に訴訟での対決姿勢を避けたいという関係や事情がある場合、判決で請求が認められるだけでは事案の適切な解決が図られないと考えられる場合などです。

調停手続は裁判手続と比べると地味なイメージがあることは否めませんが、上手く活用すれば、訴訟の弱点を補える可能性のある制度です。

また、これまで遠方の裁判所に出向かないといけないことが負担になるケースもありましたが、一部報道によると、訴訟手続のIT化の一環として、家事調停についてウェブ会議を試行的に実施することが決まったようです。もしこのような手続が本格的に普及すれば、調停制度もより利用しやすくなるかもしれません。

まとめ

「裁判所での話し合い」という性質上、どうしても条件がまとまらない場合や、そもそも相手方に調停に応じる意思がない場合には、調停手続は不成立になってしまいます。この場合、そのまま審判手続に移行する一部の事件類型を除き、事件解決を求める当事者としては、改めて当事者間での解決を図るか、訴訟を提起するか、といった判断を求められることになります。

② 管轄制度による負担

民事・家事の区別なく、調停手続が行われる裁判所(管轄)は、原則として相手方住所地最寄りの裁判所と定められています。

そのため、特に夫婦が別居して離婚や養育費等に関する調停を申し立てることとなつた場合、相手方が遠隔地に住んでいると、調停を申し立てる側

まず、訴訟提起の前に調停を行うこともあるのが実情です。

弁護士の関与

① 調停の申立てを検討すべき場合

まず、訴訟提起の前に調停を行いうこ

が、それが一区切りついてしまうこともあります。や手持無沙汰になつてしまふこともあります。

② 弁護士に依頼するのが望ましい場合

前述のとおり、調停の手続そのものはそこまで複雑なものではなく、また、手続の中で裁判所が妥当と考える基準や解決内容が目安として示されることもあります。そのため、事案によつては、まずはとお勧めする場合もあります。

しかし、例えば、相手方や裁判所を



弁護士
加藤誠実
Masami Kato

「法律セミナー」のご案内



セミナーに関してご興味のある方は、どなたでもご参加いただけます。事前予約制となります。その他、個別相談(初回30分無料)も大阪・京都・神戸事務所で随時予約を承っておりますので、お気軽にご連絡ください。

●おひとり様セミナー

無料

成年後見制度や財産管理、任意後見契約の利用方法、遺言書の活用などについて分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
4月 11日(月)	大阪	13:30
15日(金)	神戸	13:30
5月 24日(火)	大阪	13:30
31日(火)	神戸	13:30
6月 17日(金)	大阪	13:30
24日(金)	神戸	13:30

●任意後見セミナー

無料

任意後見の仕組みや活用方法を弁護士がお話しします。どなたでも参加していただける無料セミナーです。

日程	場所	時間
4月 11日(月)	大阪	11:00
13日(水)	神戸	11:00
25日(月)	京都	11:00
5月 16日(月)	大阪	11:00
18日(水)	神戸	11:00
23日(月)	京都	11:00
6月 6日(月)	大阪	11:00
15日(水)	神戸	11:00
27日(月)	京都	11:00

●遺言書作成セミナー

無料

どうして遺言書が必要なのか、遺言書の種類や作成方法、もめない書き方などを分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
4月 20日(水)	神戸	11:00
25日(月)	大阪	13:30
5月 13日(金)	大阪	13:30
25日(水)	神戸	11:00
6月 14日(火)	大阪	13:30
22日(水)	神戸	11:00

●離婚セミナー(女性・男性)

ワンコイン(500円)

離婚を考えている方や離婚協議の方へ、離婚問題についての戦略的な方法を解説します。

日程	場所	時間	離婚セミナー(女性)
			離婚セミナー(男性)
4月 5日(火)	大阪	13:00	4月 8日(金)
21日(木)	神戸	13:30	13日(水)
5月 10日(火)	大阪	13:00	5月 18日(水)
18日(水)	神戸	13:30	27日(金)
6月 8日(水)	大阪	13:00	6月 15日(水)
21日(火)	神戸	13:30	24日(金)

※上記セミナーに関する最新情報は、ホームページ(<https://www.miolaw.jp>)でご確認ください。※参加者多数の場合は、人数制限をさせていただく場合があります。

各種セミナーのご予約・お問い合わせは
受付時間(月～土)／9:00～17:30 [携帯電話からも通話無料]
0120-7867-30

みお綜合法律事務所からの**重要なお知らせ**

「新型コロナウイルス感染予防」の取組みについて

新型コロナウイルス感染症の拡大が止まらず、当面は感染防止対策が欠かせない状況にあります。みお綜合法律事務所は、皆さまに安心してご来所・ご相談いただくために、日本弁護士連合会が策定した「法律事務所における新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を参考にしながら、徹底した予防対策を実施しております。何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

参考:日本弁護士連合会「法律事務所における新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」
(https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/news/2020/topic2_5.pdf)



オンライン相談を実施

対面でのご相談時や、ご来所のための移動時の感染に不安をお感じの方は、オンラインによる相談をご利用ください(ご相談内容によります)。

〈主な対象分野〉

- ・離婚問題
- ・企業法務 (Web Lawyers)
- ・遺言・遺産相続
- ・アスベスト被害
- ・交通事故

LINEでの受け付け

LINEでのご相談受付・事前確認も選択いただけます。ご予約時にお申し出ください。B型肝炎給付金請求とアスベスト国家賠償請求についてはLINEメッセージで支給対象かどうかの相談対応等もしております。

〈主な対象分野〉

- ・B型肝炎給付金請求
- ・離婚問題
- ・アスベスト国家賠償請求

相談ブースの換気と除菌の徹底

ご相談時は、プライバシーに配慮しながら扉を開放し、密閉空間にならないように注意しています。また、ブースを使用するたびごとに、アルコールでテーブル、椅子、ドアノブ、文具などを除菌します。

相談ブース入口のアルコール設置

入室時の手指の消毒を徹底しています。

マスク着用の徹底

全社員にマスクを配布し着用を徹底しています。

時差出勤・在宅勤務

密閉・密集・密接の3密を避ける勤務体制をとっています。

毎日の体温計測

全社員に、出勤前の検温と、発熱や体調不良時の出勤自粛を指示しています。

パーテーションの設置

受付や事務室、相談対応時の個室には透明のパーテーションを設置して、飛沫を防いでいます。

接触確認アプリ「COCOA」の推奨

全社員の携帯電話(スマートフォン)に、厚生労働省が推奨する、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の導入を推奨しています。



ご相談者・関係者各位にお願い

1. マスク着用とアルコール消毒液の使用について

ご来所の際はマスクの着用をお願いします。弁護士を始め全スタッフがマスク着用で対応させていただきますことをご了承ください。相談ブースに入室いただく際はアルコールでの手指消毒をお願いしています。アルコールアレルギーの方は手洗いをお願いしています。

2. 発熱などの症状がある方へ

ご来所の前に、ご自宅での検温をお願いします。37.5度以上の発熱や体調異常などの自覚症状がある場合は、ご来所前にご連絡ください。

3. 新型コロナ感染症拡大の影響で事業に影響が出ている方へ

資金繰りや事業再建、会社破産のサポートなどをいたします。手遅れにならないうちにご相談ください。

今

和6年4月1日、相続登記

記が義務化されることになりました。義務化と併せて、相続によって不動産を取得してから3年以内に登記申請をしなければ、10万円以下の過料が科されることがなりました。

私的な財産権を表す相続登記が、なぜ義務化されるに至ったのかといいますと、「登記録で所有者がわからぬい、もしくは、所有者が判明しても連絡がつかない」土地は、長年管理されず、固定資産税も未納となるだけでなく、国や自治体が公共用地として取得したり、災害対策として整備しようにも、所有者が判明しないと話を進めることができない、といった問題が起きているからです。そんな土地の約66%が、相続登記をしていないことが原因で所有者が不明になつております。戸籍をたどつて調査をしますと、ようにも、所有者が判明しないと話を進めることがあります。

今回の法改正の注目すべきポイントが、施行時に既に相続が発生している不動産、つまり現時点において相続登記がされていない不動産も対象に



司法書士
吾郷 小苗
Sane Ago

相続登記が義務化されます。

なることです。

相続税や固定資産税を納付すれば、登記なんてしなくても問題ないのでは?と思われるかもしれません。また、田舎の土地なんて資産価値もないし、登記費用がもつたないと放置されてしまふんでしょうか。

当事務所では相続に関する「相談」を多数お受けしているのですが、紛争性のある「相談ばかりではなく、近頃は「そもそも相続人が誰なのかわからぬ」という「相談」が増加しております。戸籍をたどつて調査をしますと、そこで初めて、面識がないどころか存在すら知らなかつた親族が複数いて、共同相続人であることが判明するのです。

複雑化する原因是、非婚化と少子化によって兄弟姉妹が相続人となるケースや、離婚と再婚によって前配偶者の子または兄弟姉妹や再婚相手が相続人となるケースが典型なのです。相続手続きを最も複雑にするのは、相続登記をしないまま、2世代、3世代と相続が発生していると、相続人が

総勢20~30人に膨れ上がる」ともあります。

そうして相続人が全員判明したところで遺産分割協議を進めることになりますが、全員に経緯をいちから説明し、遺産分割に対する意見を聞き、全員の意見が一致しないと、相続登記は受理されないので。また、同意を得る得ない以前に、相続人の高齢化が進んでおり、意思能力に問題があつたり、何らの回答もない場合は、すんなりと話が進むわけではありませんので、やむなく家庭裁判所に調停の申し立てをせざるを得ないことがあります。不動産の価格にかかる手手続きはおおむね同じなので、資産価値がなければ費用がかさむばかりになってしまいます。

このように相続発生からの期間が長ければ長いほど、登記手続きは煩雑になりますので、お心当たりの不動産がおありの方は、これを契機に相続登記されることを強くお勧めいたします。

次号

行政書士 中塚が担当します。

予告

読者プレゼント&アンケートはがき

左の郵便はがきに必要事項をご記入の上、アンケートにご協力いただいた方の中から、**抽選で30名様に澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼント**いたします。ふるつてご応募ください!!

●プレゼント応募締切/
2022年6月30日(木)
※当日消印有効

※プレゼントは選ぶことができません。
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただく場合があります。
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。予めご了承ください。

料金受取人払郵便
大阪北局
記
7077

郵便はがき

5 3 0 8 7 9 0
1 6 4

差出有効期間
2023年12月
31日まで
切手をはらざない
お出ください

キリトリ線

キリトリ線

ると愛着がわいて生活が豊かになる気がします。
今年度は、当事務所が20周年を迎えます。
MIO PRESSでも20周年企画を考えていますので、楽しみにしていただけるとうれしいです。



弁護士 田村 由起

※今後、「MIO PRESS」の送付をご希望されない方は、お手数ですが、ご一報いただけますようお願いいたします。

キリトリ線

キリトリ線

編集後記

寒い冬が終わり、暖かい春がやってきました。新型コロナウイルスの流行が始まって早くも2年。おうち時間がすっかり日常になり、初めてミシンを買いました。簡単なハンカチであっても、自分で作

裁縫を楽しむ時間です。私は社会人になつてから裁縫を始めました。裁縫といふと「ヨコヨコ」と一つの作品を作り上げていく地味な作業のように思われるかもしません。ですが、「デザインを考えて」「柄を、生地を選んで」「出来上がったときなど、一つの物を作つていの一瞬一瞬に」、裁縫は多くの喜びを孕んでくれます。中でも私は、ぬいぐるみの洋服を作るのが大好きです。

「これ(珍重)は、東京トライズリーの大人気アトワクンコハ」でキヤストやぐが着用しているところ



「ん」ね。大阪事務所の事務局です。

最近、「ローラー禪の中、みんなやめはおうね時間をどのよつてお廻り」してしまつた。今回も私のおつね時間を「J紹介したい」と思つまわ。

私のおつね時間、それは趣味の裁縫を楽しむ時間です。私は社会人になつてから裁縫を始めました。裁縫といふと「ヨコヨコ」と一つの作品を作り上げていく地味な作業のように思われるかもしません。ですが、「デザインを考えて」「柄を、生地を選んで」「出来上がり

き、生地を選んで」「出来上がったときなど、一つの物を作つていの一瞬一瞬に」、裁縫は多くの喜びを孕んでくれます。中でも私は、ぬいぐるみの洋服を作るのが大好きです。

「これ(珍重)は、東京トライズリーの大人気アトワクンコハ」でキヤストやぐが着用しているところ

のワンピースをせつせと作成中です。そしてなんど驚く、「J紹介は、ぬいぐるみ用でせぬ、私自身用です」。(笑)

現在は、大好きなティーズリー柄のワンピースをせつせと作成中です。地味な作業の中、たくさんの

「J」が詰まつた裁縫の世界、みんなもじかがじゃか?

連絡先	()
住所	〒 一
お名前	フリガナ
お名前	フリガナ